

相場情報におけるフリートライアル制度の業務処理について

2015年4月20日
株式会社大阪取引所

I 趣旨

デリバティブ市場への新規参入を促進する観点から、当分の間、相場情報におけるフリートライアル制度を実施することとし、その業務処理について、以下のとおり取り扱う。

II 業務処理

項目	内容	備考
1. 利用申請書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ○ フリートライアル制度を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、当社に対し、次に掲げる事項を記載した所定の利用申請書を提出しなければならない。 （記載事項） ① 利用申請者の商号及び連絡先 ② 代表者の役職及び氏名 ③ 利用申請者が直結利用者から相場情報の配信を受けるときは、情報を受領する直結利用者の商号及び連絡先 ④ 利用を希望する期間 ⑤ その他当社が定める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用申請者が直結利用者から相場情報の配信を受けるときは、直結利用者を通じて利用申請書を提出することも可能とする。 ○ 利用申請書には代表者の押印を求める。 ○ 利用期間は、原則として1か月間とする。
2. 制度利用の許可	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、利用申請者が当社との間で契約がないこと、利用申請者が直結利用者から相場情報の配信を受けるときは、直結利用者が当該利用を了解していること等を確認のうえ、利用の許可を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 許可は原則としてメールにより行う。 ○ 利用申請者が直結利用者から相場情報の配信を受けるときは、利用

項目	内容	備考
3. 利用期間の終了	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、利用期間の満了の前に、フリートライアル制度の利用者（以下「利用者」という。）に対して、利用期間の満了及び当社との相場情報提供契約締結の意向を確認する。 ○ 利用者が直結利用者から相場情報の配信を受けているときは、当社は、利用者が情報を受領している直結利用者に対して、相場情報の提供の停止を要請する。 	<p>申請者が情報を受領する直結利用者に対しても同様にメールを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、利用期間終了後、利用者に対し、ヒアリングを行い、利用者の声を今後の相場情報提供業務に活かすこととする。

III 実施

2015年4月20日から実施する。

以上